

「海外スタートアップ・エコシステムとの連携強化に向けた調査・分析業務」 実施に係る業務委託仕様書

1 委託業務の名称

「海外スタートアップ・エコシステムとの連携強化に向けた調査・分析業務」

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

3 事業の趣旨及び目的

スタートアップが海外市場へ展開する際、現地での適切な支援を受けられることが成功の大きな要因となる。これを後押しするため、本市としても海外の各地域との連携を深め、現地のエコシステムプレーヤーと一体となった継続的な支援体制を整えることが重要である。

本事業を通じて、海外の各地域における京都エコシステムとの親和性、京都スタートアップの海外展開の可能性を調査・分析することで、本市における戦略的なスタートアップの海外展開支援へと繋げ、京都スタートアップの海外市場での競争力獲得、持続的成長の後押しを目指す。

4 委託業務内容

京都スタートアップ・エコシステムのグローバル化を図るにあたり、京都のエコシステムと親和性があり、また、京都スタートアップの海外展開支援を行う上で継続的な協力関係が得られる可能性のある地域を特定するため、以下の項目を踏まえて調査レポートを作成すること。

(1) 調査対象

- ア アジア・欧州・北米を中心に、スタートアップ・エコシステムの発展が認められ、京都のエコシステムと親和性があると考えられる地域・都市を15件以上抽出し、提案すること。
- イ なお、調査地域の抽出に当たっては、京都スタートアップの特徴を踏まえ、ライフサイエンス、環境エネルギー・AI等のディープテック分野への注力、又は当該分野に関連するエコシステムプレーヤーの集積がみられる地域・都市を抽出し、提案すること。

(2) 調査項目

以下の観点を基本とすること。ただし、下記の調査項目は一例であり、本市が各地域との連携を図る上で必要な情報がある場合は、調査項目を追加・変更し、提案すること。

ア 地域の市場概況

- ・ 地域内の主要産業、市場規模、日本企業の進出状況
- ・ 地域内のエコシステムに関する情報（スタートアップ数、注力領域、資金調達額、投資件数等）

イ 企業進出に当たっての基本情報

- ・ 地域内のオフィス・インキュベーション機能に関する情報
- ・ 公的助成（国・地域別）や進出支援制度（ソフト、ハード面）
- ・ 事業コスト・生活コスト

ウ 規制・制度面

- ・ R&D・PoC実施のための規制緩和や制度

- ・ 知財制度、法律上の障壁 等
- エ 研究・人材環境
 - ・ 大学や研究機関の集積状況 等
- オ エコシステムビルダーの状況
 - ・ 現地の自治体、産業支援機関等の活動状況
 - ・ アクセラレーター、インキュベーターの活動状況 等
- カ 京都のエコシステムとの親和性
 - ・ 京都スタートアップ等の進出実績
 - ・ 地域内の大学・研究機関との連携可能性
 - ・ 当該地域への進出が想定される京都スタートアップの想定
 - ・ その他、本市が連携を図る上での留意点など

(3) 調査手法

必要に応じ、調査票による調査・二次情報による調査・ヒアリング等を実施すること。

(4) 本市との協議

ア 本事業の実施に当たっては、本市と協議のうえ、調査対象、項目及び手法を決定すること。

イ 本市との間で打合せを定期的の実施する（４回程度以上）など、本事業の実施期間中は、緊密な連携に努めること。

ウ 本市と協議の上、中間報告書を１月末日までに提出すること。

5 成果物

業務終了後の提出書類は以下のとおりとし、紙資料については原本のほか、副本２部、電子データは本市が指定する記録媒体に収録して提出する。

- (1) 調査報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 本業務で取得、利用又は作成した資料
- (4) その他、本市が指示するもの

※ 報告書等の作成に利用した各種資料については、電子データにて提出すること。

※ 電子データはMicrosoft Word、Microsoft Excel、Microsoft Power Point、Adobe Acrobat を基本とする。その他のアプリケーションを用いる場合は、本市と協議を行うこと。

6 契約要件

- (1) 契約の形態

業務委託契約

- (2) 委託金額の上限

２，０００千円（消費税及び地方消費税込）

- (3) 支払い

受託者からの請求により支払う。原則精算払とするが、必要に応じ部分的な前金払を認める。

- (4) 対象経費

本業務を遂行するために必要な経費であり、通常業務と区別して経理することが可能な経費とする。

- ア 人件費
- イ 交通費
- ウ 会場賃借料
- エ 謝金
- オ 消耗品費
- カ 広報費
- キ 通信運搬費
- ク 委託費
- ケ アルバイト賃金
- コ その他、本業務の遂行に必要と認める経費

(5) 対象外経費

- ア 機械・機器等の購入経費
- イ 土地・建物を取得又は借上に要する経費
- ウ 施設や設備を設置又は改修するための経費
- エ 国や地方公共団体等の補助金、委託費等により既に支弁されている経費
- オ 打合せの際の飲食代等、公費で負担すべきでない経費
- カ その他、本業務との関連が認められない経費

7 その他留意事項

- (1) 募集要項及び本仕様書に定めのない事項や、その他調整を要する事項については、受託者と本市が協議のうえ、決定することとする。
- (2) 契約締結後、当該委託業務の全部または主たる業務の一部を再委託することは禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、別で定める様式により、あらかじめ本市の承認を得ること。
- (3) 委託業務の開始から終了までの間、業務の円滑な実施のために、密に本市と連絡調整を行うとともに、毎月、実施状況を書面等により、本市へ報告すること。また、当該業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し、報告するとともに、本市に有益な提案を積極的に行うこと。なお、進捗状況が思わしくない場合等、本市が業務実施方法や業務実施計画の見直しを求める場合には、対応すること。
- (4) 共同体で本業務を実施する場合は、共同体の構成員の中から代表者を選定し、本市の窓口となるとともに、共同体内の正確な意思伝達を行うこと。
- (5) 受託者は、当該業務の遂行に当たり、本市との会議又は打合せを行う必要があるときは、市役所内で行う場合を除き、会議又は打合せの場所を確保すること。
- (6) 受託者は本業務について秘密を守り、本業務の実施及びその他これに関連又は付随して知り得た情報（以下「情報」という。）は、本業務の履行以外に使用してはならない。また、情報は許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。

- (7) 委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。
- (8) 本業務を通じて著作権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て本市に帰属するものとする。本業務により生じた成果物の著作権については、本市に帰属させるものとする。
- (9) 成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利については、受託者が納品前に交渉及び適切な処理を行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
- (10) 本業務により生じた収入については、本市が収入するものとする。
- (11) 受託者は、本業務に係る監査が行われる場合は、協力すること。